

## 平成29年度 第3回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年6月5日（月） 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

|        |       |         |        |
|--------|-------|---------|--------|
| 会 長    | 藤瀬 宏  | 会長職務代理者 | 江頭 利民  |
| 1 番委員  | 武富 政敏 | 2 番委員   | 武富 澄男  |
| 3 番委員  | 江頭 幸典 | 4 番委員   | 北原 靖章  |
| 5 番委員  | 大串 俊實 | 6 番委員   | 関川 況一郎 |
| 7 番委員  | 古賀 健則 | 8 番委員   | 百武 昭弘  |
| 9 番委員  | 淵上 正昭 | 10 番委員  | 岸川 富差子 |
| 11 番委員 | 澁谷 洋子 |         |        |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について ( 8件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について ( 4件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について ( 7件)

議案第3号 農業委員会の適正な事務実施に係る「平成28年度の目標及び  
その達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成29年度  
の目標及びその達成に向けた活動の計画(案)」について

5. 農業委員会事務局職員

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 納富智浩 |
| 主事補  | 諸富真純 |

## 6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第3回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、2番武富澄男委員、3番江頭幸典委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、8件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から8番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から8番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案4件でございます。

受付番号1番から3番は貸貸借の新規に関する件、受付番号4番は無償移転の案件であります。

【議案第1号、1番から4番朗読後、説明】

事務局

受付番号1番から4番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査を結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番から2番を関川委員に、受付番号3番を江頭幸典委員に、受付番号4番を百武委員にお願いします。

6番委員

受付番号1番、2番は貸貸借新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。貸付人は高齢の為、離農されるということで地区内の農業者2名へそれぞれ貸付けをするということです。対象農地は管理されており、何ら問題ありませんでした。審議の程よろしく願いいたします。

3番委員

受付番号3番は貸貸借新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。貸付人と借受人は親戚関係ということで、以前から手伝いをされておりました。現在は麦を耕作されておりました本日、麦を刈られておりました。管理等されておりますので何ら問題ないと思います。

8 番委員

受付番号 4 番は無償移転の案件です。協力委員と現地調査を行いました。対象農地は縦長く機械では 1 往復半しか移動できない幅で耕作に不便な面積です。親戚であり隣接農地の所有者で耕作をされてある譲受人に譲渡するという事です。昨年から畦畔を取り崩しておられました。管理等されており何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

議案第 1 号については、関川委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくようお願いします。

関川委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(関川委員 退席)

議長

それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

(関川委員 着席)

議長

次に、日程第 2、議案第 2 号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、第 2 号の議案書をご覧ください。

- 事務局 江北町長より平成29年6月5日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。
- 利用権新規の計画が6件、利用権再設定の案件が1件です。
- 面積は利用権新規が33,120平方メートル、利用権再設定が7,425平方メートルです。
- 【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
- 事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
- 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- それでは、受付番号1番から2番を関川委員に、受付番号3番から4番を江頭幸典委員に、受付番号5番を北原委員に、受付番号6番から7番を武富澄男委員に、受付番号7番を大串委員にお願いします。
- 6番委員 受付番号1番、2番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。隣接農地を耕作してある方に通年で貸付けを行うようになっております。現在は麦を耕作されており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願います。
- 3番委員 受付番号3番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は小麦を耕作されており昨日、刈られてありました。地区外になりますが、長年耕作をされており何ら問題ないと思います。
- 受付番号4番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。親戚関係のある借受人が以前から手伝いをされており、貸付人が体調を崩され労力不足のため、通年で貸付けを行うようになりました。何ら問題ないと思います。

- 4 番委員 受付番号 5 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は玉ねぎの収穫中であります。前借受人が労力不足で耕作が出来ないという事ですので、前借受人の親戚関係の方が耕作をされるようになりました。管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひいたします。
- 2 番委員 受付番号 6 番、7 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。中間管理機構に貸付けて法人へ転貸するもので、現在は麦を耕作されており、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願ひいたします。
- 5 番委員 受付番号 7 番は利用権新規の案件です、協力委員と現地調査を行いました。現在麦を耕作されており、何ら問題ないと思います審議の程よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。
- 議長 次に、日程第 2、議案第 3 号の農業委員会の適正な事務実施に係る「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」及び「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の計画 (案)」を、議題に供します。
- 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 それでは、第 3 号議案をご覧ください。
- これは、農業委員会の適正な事務実施ということで義務付けられております、

事務局 農業委員会の活動についての活動計画及び点検・評価を行うものです。

【議案書に基づいて、農業委員会の適正な事務実施について説明】

事務局 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番委員 違反転用の件は長年、そのようになっておりましたが今まで何もしていなかったのですか。

事務局 この農地は農業振興地域外であり、本人は地目が畑と知らなかったようです。パイプラインが通っておらず、土地改良をした際、畑で農地復旧されております。今後、事務局、地区担当委員から指導を行い、相続手続きが終了後、地目変更等の手続きを行う予定です。

9 番委員 花祭の J R 参入の件で、産業課から今後は参入しないということで話が進んでいると聞いたのですがそれはどこが言われたのですか。

事務局 J R と県から言われております。

副会長 それはどうしてでしょうか。

事務局 J R が上場した際、鉄道、農業等連結している為、赤字経営となるとできないということです。

9 番委員 中山間地域は耕作者の高齢化、後継者不足が進んでいる為、今後の課題としてあげなければいけないところを平成 29 年度の計画に新規参入を望んでいないとすると、中山間以外のところは良いが中山間はさらに耕作者不足になっていくと思います。

事務局 現在の集積農地の水田は法人化等で担い手がおりますのでいいのですが、中山間地の果樹園、畑をされてある担い手の方の集落営農ではなく法人化していくことが求められております。

9 番委員 現在、中山間地区の集落営農自体が成り立たなくなりつつあるので、今回の新規参入はできないということなので、今後は他のことを考えなくてはいけないのであれば、新規参入を望んでいないというのは中山間地区からするとどうかと思います。

事務局 それでは課題のところの補正をいたします。

9 番委員 ホームページでの公表についてですが、現在の農業従事者は高齢の方が耕作をしているところが多く、パソコンを持っていない方もおられるので紙ベースでの公表をしてもらえるようにしていたかと、多くの方に見てもらえると思います。

事務局 年2回、農業委員会だよりを発行していきますのでその際、記事に掲載をしていきたいと思えます。

議長 農家の方だけでなく多くの方に購読をしてもらいたいです。

事務局 広報で合わせて出すか農業委員会だよりで個別に出すか検討をしていきたいと思えます。

議長 他にございませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第3回総会  
を閉会いたします。

11:00 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載  
のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 .....

(議事録署名委員) 2番委員 .....

3番委員 .....

(会議書記) 事務局職員 .....

